

令和5年第4回

西予市議会定例会議案

令和5年11月
西予市

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第76号	C A T V整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について	1
議案第77号	西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について	3
議案第78号	西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第79号	西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第80号	西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第81号	西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第82号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	16
議案第83号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	20
議案第84号	西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について	26
議案第85号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	40
議案第86号	西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について	46
議案第87号	西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について	52
議案第88号	新たに生じた土地の確認について	57
議案第89号	字の区域を変更することについて	58
議案第90号	令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議案第91号	令和5年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第92号	令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第93号	令和5年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	別冊
報告第18号	専決処分事項の報告について	64

議案第76号

CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について

CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約を下記のとおり締結したいので、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57号)第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の対象 | CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事 |
| 2 変更契約金額 | 変更前 172,095,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
15,645,000円
変更後 175,308,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
15,937,091円 |
| 3 契約の相手方 | 愛媛県松山市余戸中一丁目1番23号
三徳電機株式会社
代表取締役 木下 裕介 |

提案理由

CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事について、工事変更請負契約を締結しようとするものである。

議案第76号 参考資料

C A T V整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約概要

変更内容

1 工事請負金額の変更

2 変更の理由

空調機の仕様変更、変更に伴う既設換気制御盤の移設等の附帯工事の追加及び機器に接続する一部の光コード種別や長さに係る変更が生じたため。

議案第 77 号

西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について

西予市肱川河川沿い復興公園条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市肱川河川沿い復興公園を設置するため、条例を制定するものである。

西予市肱川河川沿い復興公園条例

(設置)

第1条 新たな魅力あるまちづくりを進め、災害に強いまちづくりを実現するため、西予市肱川河川沿い復興公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 西予市肱川河川沿い復興公園

(2) 位置 西予市野村町野村4号3番地1外

(指定管理者)

第3条 市長は、公園の管理運営上、必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公園の全部又は一部の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の利用の許可に関する業務

(2) 公園の利用に係る料金の徴収に関する業務

(3) 公園の維持管理及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の許可等)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品販売その他営業行為をすること。

(2) 公園をその用途以外に利用することを目的とする集会及びこれに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上支障を及ぼすおそれのあること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の許可に公園の管理上必要な条件を付すことがで

きる。

(行為の禁止)

第6条 公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項の許可において、特に認められたものについては、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 樹木の伐採し、又は植物、土砂を採取すること。
- (4) 広告等を掲示し、又は散布すること。
- (5) 指定した以外の場所に車両等を乗り入れること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上特に必要があると認められること。

(利用の制限又は禁止)

第7条 市長は、公園を利用しようとする者又は現に利用している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公園に立ち入ることを制限し、若しくは禁止し、又は公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

2 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用する者の危険を防止するため、公園の利用を禁止し、又は制限をすることができる。

(利用等の許可の取消し等)

第8条 市長は、第5条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可後においても、前条第1項各号に該当するときは、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を得たとき。
- (2) 利用の制限及び利用等の許可条件に違反したとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(利用料金)

第10条 指定管理者が管理する公園の利用に係る料金(以下「利用料金」とい

う。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、前条の別表に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要と認める場合は、使用料を減額又は免除することができる。

2 指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつて、指定管理者が前条の利用料金を減額又は免除するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が、自己の責によらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 公益上又は管理上の必要により、利用を停止し、又は許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(原状回復義務等)

第13条 公園の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 第3条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第5条、第7条、第8条、第11条第1項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年3月17日から施行する。

別表(第9条関係)

行為の種別	単位	使用料(円)
物品販売その他営業行為	1平方メートルにつき1日	50
集会及びこれに類する催しのために公園の全部又は一部を独占する利用	1平方メートルにつき1日	10

その他の利用	市長がその都度定める単位	市長がその都度定める額
--------	--------------	-------------

備考

- 1 使用料算定の基礎となる面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。
- 2 利用に伴う光熱水費は、利用者の負担とし、これに相当する実費を加算するものとする。
- 3 仮設工作物等を設置し、公園の全部又は一部を占用する場合は、西予市都市公園条例(平成16年西予市条例第223号)及び西予市道路占用料徴収条例(平成16年西予市条例第224号)の例により算定した額を加算するものとする。

議案第78号

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

回数乗車券の綴り枚数を13枚に改めるため、本条例の一部を改正するものである。

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例

西予市生活交通バス条例(平成23年西予市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2回数乗車券の部中「11枚」を「13枚」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第79号

西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、同法を引用する規定等を整理するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

西予市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成18年西予市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第2条第1項中「第10条」を「第4条の5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について

西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

休業日を設定するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例

西予市城川特産品センター条例(平成17年西予市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(休業日)

第6条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に営業し、又は休業することができる。

(1) 毎週火曜日

(2) 1月1日

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 8 1 号

西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について

西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

休業日を見直すため、本条例の一部を改正するものである。

西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例

西予市城川食肉加工センター条例(平成17年西予市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで並びに12月30日及び同月31日

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議案第 8 2 号

西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

西予市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市火災予防条例の一部を改正する条例

西予市火災予防条例(平成16年西予市条例第254号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	

	不燃	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	燃料以外の	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの			使用温度が 800℃以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が 300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が 300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後西予市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第

13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 83 号

西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により議会の議決を求める。

令和5月11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市惣川高齢者生活福祉センター
西予市野村町舟戸2097番地 |
| 2 指 定 管 理 者 | 西予市野村町野村12号446番地
社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会
理事長 九鬼 則夫 |
| 3 指 定 期 間 | 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで |

提案理由

西予市惣川高齢者生活福祉センターの運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市惣川高齢者生活福祉センター指定管理者候補の概要

1 管理施設

名称 西予市惣川高齢者生活福祉センター
所在地 西予市野村町舟戸2097番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団体名 社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会
住所 西予市野村町野村12号446番地
代表者名 理事長 九鬼 則夫

(2) 組織

役員数 8人(常勤3人、非常勤5人)
職員数 327人

(3) 設立年月日 昭和54年3月23日

(4) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(5) 主な事業

(第一種社会福祉事業)

- ① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の経営
- ② 養護老人ホームの経営
- ③ 障害者支援施設の経営
- ④ 障害児入所施設の経営

(第二種社会福祉事業)

- ① 老人デイサービス事業の経営
- ② 短期入所生活介護事業の経営
- ③ 高齢者生活福祉センターの経営
- ④ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑤ 相談支援事業の経営

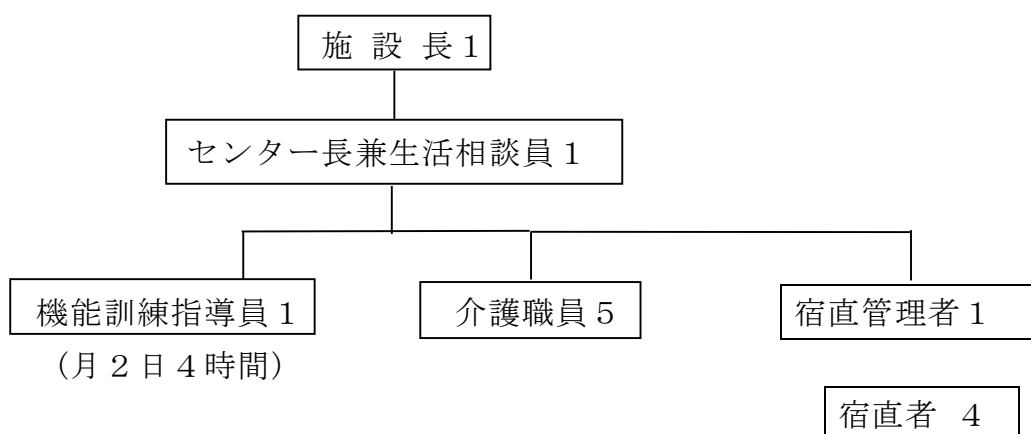
⑥ 放課後児童健全育成事業の経営

3 運営方針

- ① 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重を基本に在宅での生活が継続できるよう支援する。
- ② 事業所は、地域との結びつきを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と、密接な連携に努める。

4 管理運営体制

配置予定職員数 8人



(宿直者 4 人は通所介護事業所惣川高齢者生活福祉センターからの派遣)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙 1 のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

- ① 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ② 定期的にケアカンファレンスを実施する。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

- ① ご意見箱を設置する。
- ② 利用者に係る居宅介護状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

- ① 苦情解決の仕組みを充実(苦情受付窓口設置)
 - ② 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しない。
 - ③ 利用者の身体状況を把握し、適切な介護を提供し事故防止に努める。
- (5) その他(地域との連携、他施設との連携等)
毎年幼稚園、小学校との交流会を実施する。
- (6) 個人情報の保護の措置について
個人情報に関する基本方針を示し、個人情報保護に努める。
- (7) 緊急時対策について
- ① 防犯、防災の対応
非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - ② その他、緊急時の対応
利用者に症状の急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を行う。

6 収支計画

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
遠足外出	<p>目的：外出することにより、情緒安定、身体機能の維持向上や他者との交流を積極的に行えるよう支援し、もって、社会孤立感の解消及び自立支援の助長を目的とする。</p> <p>内容：近隣の市町村に外出し、風景鑑賞や買い物訓練等を実施する。</p>	4月、10月 2回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
敬老会	<p>目的：地域住民との交流</p> <p>内容：地域の方による演芸出し物見学及び会食</p>	9月

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
交流会	<p>目的：地域の小学生、幼稚園児との交流</p> <p>内容：地域小学生、幼稚園児による演芸出し物見学、交流</p>	7月、2月 2回

別紙 2

収支計画書(令和6年度)

西予市惣川高齢者生活福祉センター 全体

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)		28,990	
項 目	介護保険収入	13,350	デイ
	受託事業収入	生活支援ハウス 10,500	居住
	居宅介護サービス利用料	540	居住
	人件費積立資産取崩収入	1,100	デイ定期取崩し
	拠点区分間繰入金収入	3,500	奥伊予荘より
支出合計(B)		28,990	
項 目	人件費支出	23,109 (13,474) (9,635)	デイ 居住
	事業費支出	4,289 (3,369) (920)	デイ 居住
	事務費支出	1,378 (958) (420)	デイ 居住
	その他の支出	214	デイ
収支(A) - (B)		0	

議案第84号

西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について

西予市城川特産品センター等の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 別紙のとおり |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市城川町下相1008番地1
株式会社 城川ファクトリー
代表取締役 村田 博史 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで |

提案理由

西予市城川特産品センター等の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

別紙

管理を行わせる施設の名称	管理を行わせる施設の所在地
西予市城川特産品センター	西予市城川町下相1008番地 1
西予市城川農産物加工センター	西予市城川町下相1188番地
西予市城川農産物加工センター(第2工場)	西予市城川町下相1190番地
西予市城川食肉加工センター	西予市城川町窪野2579番地 2
西予市城川産地形成等促進施設	西予市城川町下相1011番地 1

西予市城川特産品センター等指定管理者候補の概要

1 管理施設

名 称	所 在 地
西予市城川特産品センター	西予市城川町下相1008番地 1
西予市城川農産物加工センター	西予市城川町下相1188番地
西予市城川農産物加工センター(第2工場)	西予市城川町下相1190番地
西予市城川食肉加工センター	西予市城川町窪野2579番地 2
西予市城川産地形成等促進施設	西予市城川町下相1011番地 1

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団 体 名 株式会社 城川ファクトリー
 住 所 西予市城川町下相1008番地 1
 代表者名 代表取締役 村田 博史

(2) 組織

役員数 5人(常勤2人、非常勤3人)
 職員数 72人(正社員35人、パート社員4人、季節雇用33人)

(3) 設立年月日 平成16年2月2日

(4) 設立目的

旧城川産業開発公社の業務全般を継承し、事業の拡大と経営内容の改善を図る。これに伴い雇用の創出と農家所得の安定に寄与することを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 農産物の生産、加工及び販売
- ② 食料品の加工、販売並びに清涼飲料水、酒類、たばこ、切手、印紙、はがきの販売
- ③ ハム、ソーセージ等肉製品の製造及び生鮮食料品の加工並びに販売
- ④ 漬物、佃煮及び惣菜の製造、加工並びに販売
- ⑤ 飲食店、レストランの経営、管理並びに運営
- ⑥ 各種イベントの企画、製作、運営及び管理
- ⑦ 前各号に附帯する一切の事業

3 運営方針

(1) 西予市城川特産品センター

- ① 市内事業者や個人の商品を幅広く取り揃え、地域のアンテナショップとして情報発信に努めるとともに、豊富な食資源を誇る西予市の地域イメージの向上に貢献する。
- ② 西予市内からの出荷者に対しては、販売手数料を極力抑えることによって、出荷者の所得の安定に寄与する。
- ③ 城川地域には、一般食品や日用品を販売する商店が少ない事情から、ある程度の一般食品や日用品も取り扱い、地域内の住民サービスに努める。
- ④ 総菜やお弁当など、地元加工グループ等とのつながりをより密にする。
- ⑤ 県外のお客様にPRするために自社スタッフを常駐させ、松山空港店を運営する。
- ⑥ 専属のネット担当者を配置し、ネット通販事業を強化する。
- ⑦ 地域の人的・物的資源を有効に活用し、貴重な雇用の受け皿となる。
- ⑧ 食肉加工センター、農産物加工センター及び産地形成等促進施設と有機的連携を図り、相乗効果が発揮できるような運営を展開する。

(2) 西予市城川農産物加工センター

- ① 栗加工事業を展開し、原料となる栗を市内から積極的に買い入れることにより、生産農家の手取り収入の安定に寄与する。
- ② 奥伊予特選栗のブランド化を進め、豊富な食資源を誇る西予市の地域イメージの向上に貢献する。
- ③ インバウンドや、お一人様向けに適した商品など、消費者のニーズに合った商品を開発・製造する。
- ④ 地域の人的・物的資源を有効に活用し、貴重な雇用の受け皿となる。
- ⑤ 特産品センター、食肉加工センター及び産地形成等促進施設との有機的な連携を図り、相乗効果が発揮できるような運営を展開する。

(3) 西予市城川食肉加工センター

- ① 愛媛県産豚肉、西予市産牛肉及びシシ肉を活用し、ハム・ソーセージ・ベーコン等の加工・販売を行う。
- ② 城川自然牧場及び城川ベーコンのブランド化を進め、豊富な食資源を誇る西予市の地域イメージの向上に貢献する。
- ③ 地域の人的・物的資源を有効に活用し、貴重な雇用の受け皿となる。
- ④ 特産品センター、農産物加工センター及び産地形成等促進施設との

有機的な連携を図り、相乗効果が発揮できるような運営を展開する。

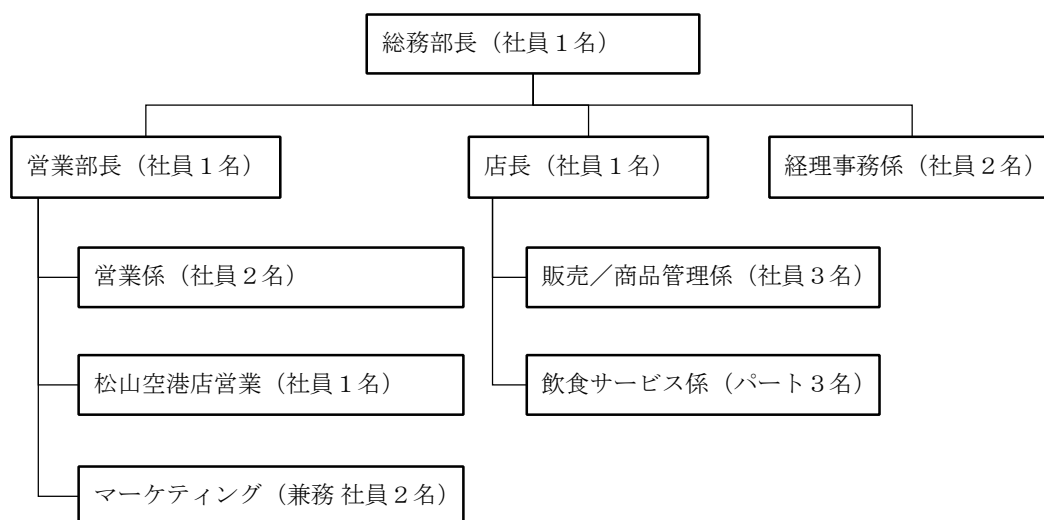
(4) 西予市城川産地形成等促進施設

- ① 野菜や商品の流通拠点として市内業者や個人の商品を幅広く取り扱い、どんぶり館をはじめ、外部取引先への中継地点という機能を有するとともに、定期宅配便なども実施し、豊富な食資源を誇る西予市の地域イメージの向上に貢献する。
- ② 城川特産品センター、食肉加工センター及び農産物加工センターとの有機的連携を図り、相乗効果が発揮できるような運営を展開する。

4 管理運営体制

(1) 西予市城川特産品センター

- ① 配置予定職員数 社員11名、パート3名
- ② 職員配置計画



(2) 西予市城川農産物加工センター

- ① 配置予定職員数 社員16名、季節雇用25名
 - 栗加工季節雇用 20名(9月～10月)
 - 芋加工季節雇用 5名(1月～2月)

② 職員配置計画

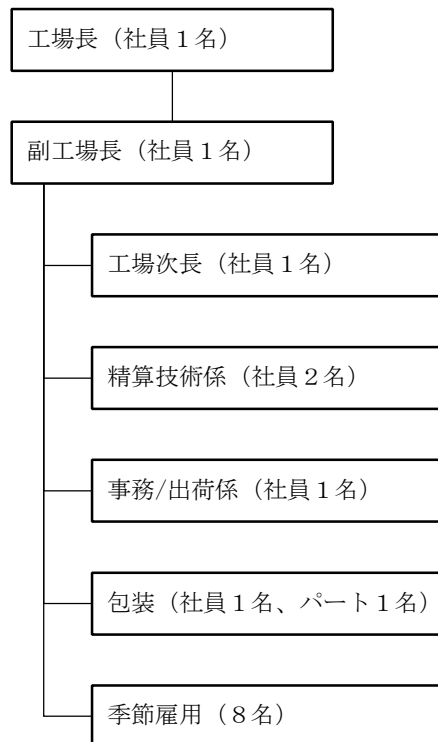


(3) 西予市城川食肉加工センター

① 配置予定職員数

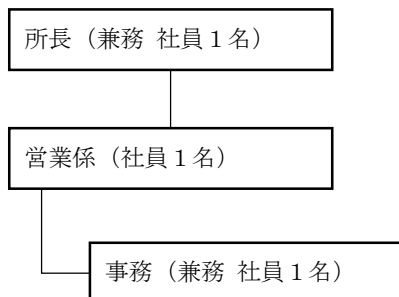
社員 7 人、パート社員 1 人、季節雇用 8 人(お中元・お歳暮期間中)

② 職員配置計画



(4) 西予市城川産地形成等促進施設

- ① 配置予定職員数 社員1名(所長は営業部長が兼務、事務は本部事務係が兼務する。)
- ② 職員配置計画



5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1-1～4のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

① 西予市城川特産品センター

- ア お買い物ポイントカードを通じ、利用者の優待を行う。
- イ お客様の利便性向上を図るため、キャッシュレス化(電子マネー・クレジット・Pay決済)の多様決済サービスを提供する。
- ウ 西予市内からの出荷者に関しては、販売手数料率を極力低く設定し、農家や地元業者へ可能な限り利益の還元を図るとともに、出荷品目の増加に努める。
- エ 西予市の情報発進の拠点として、各イベント及び施設等にパンフレットを配置し、積極的な情報発信に努める。
- オ 自社ホームページ及び大手ネット販売網を利用し、西予市内の様々な情報を発信するとともに、ネットショッピングを通じて市内産物の販売拡大に努める。
- カ 外部への営業活動を通じて、幅広く産物等のPRに努める。
- キ ふるさと納税を活用した販路拡大とPRの実施に努める。

② 西予市城川農産物加工センター

- ア 原料粟を安定価格で買い入れることによる農家手取り収入の安定。
- イ 農業従事者の高齢化に伴い増加する、粟の耕作放棄園地の管理代行を行う。

③ 西予市城川食肉加工センター

- ア 住民サービスの一環として、お中元及びお歳暮セールを行い、

20%引きにて商品を販売する。

イ 害獣であるイノシシ肉の加工を受託する。

④ 西予市城川産地形成等促進施設

ア 西予市内からの出荷者に対しては、販売手数料率を極力低く設定し、農家や地元業者へ可能な限り利益の還元を図るとともに、取扱品目の増加に努める。

イ 「奥伊予ふるさと便」と称し、年5回、地元出身者を中心に地元産品セットをお届けする。(有料)

ウ 渋皮煮や柚子こしょうの製造作業を、地域加工グループへ委託する。

エ 外部への営業活動を通じて、幅広く産物等のPRに努める。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

利用者との直接的なコミュニケーションを適度に行い、意見を収集し、業務ミーティングにおいて改善策を協議し対応する。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

① 現場での苦情・クレーム対応マニュアルを作成する。

② 苦情・クレーム受付票を作成し、事実内容、相手先、原因、応急処置等を明確にする。

③ 即時に上司に報告し、誠意を持って迅速に解決に向けて対応する。

④ 苦情・クレーム対応記録を残し、情報を共有し再発防止に努める。

⑤ 自然農場で取得したISO22000：2018をもとに、食品衛生管理を厳格に行う。

⑥ 業務日報の提出

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

① 年間を通じて実施するイベントには、地域の加工グループとの連携を図る。

② 愛媛県立野村高等学校の就業体験、西予市立城川中学校の職場体験、その他学習活動を受け入れる。

③ 全国の道の駅協議会の窓口として、情報収集を行う。

④ 近隣の道の駅との連携を図る。(奥伊予街道七駅物語)

⑤ 加工原料の契約栽培及び仕入れ。(特選栗等)

⑥ 地域加工グループへ、一部業務を委託する。

⑦ 地産地消の一環として、市内小・中学校の学校給食にウィンナーソーページの提供を行う。

⑧ PTAや愛護班の要望に応じて、出張ウィンナー教室を実施する。

- ⑨ 地元農家の野菜をどんぶり館へ運搬し、納品業務を代行する。
 - ⑩ 渋皮煮や柚子こしょうの製造作業等を、地域加工グループへ委託する。
- (6) 個人情報の保護の措置について
- ① 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては個人の権利利益を侵害することのないように努める。
 - ② 取扱者を限定すると共に、収集した情報についてはその目的以外の目的に利用、提供することを原則として禁止する。
 - ③ 特定個人情報等の保護の重要性を認識し、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、厳格な取扱い(組織的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置)を行う。
- (7) 緊急時対策について
- ① 防犯、防災の対応
防火防災責任者を定め、行政、警察署、消防署との連絡を密に行い当局の指導に従う。
 - ② その他、緊急時の対応
緊急時に関するマニュアルを作成し対応する。

6 収支計画

別紙2のとおり

別紙1-1 (西予市城川特産品センター)

自主イベント計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
かつお祭り	「生かつお」「かつおのたたき」の実演販売。 地元市民向けイベントとして、日頃手に入りにくい県外の海産物を安価で提供する。	5月(年1回)
栗フェア	収穫したての栗の販売。地元郵便局の協力を得て、臨時郵便局を開設。その場で全国各地へ発送する。 市内の加工グループに、栗にちなんだ商品を出店販売してもらう。	9月(年1回)
奥伊予ふるさと祭	城川町内の産業文化祭「奥伊予ふるさと祭」に参加し、ソーセージ等の店頭販売を行う。	11月(年1回)
ハム・ソーセージギフトセール	お中元・お歳暮シーズンに、城川自然牧場産のハム・ソーセージギフトを、特別価格にて販売する。	7月・12月(年2回)
奥伊予街道七駅物語 スタンプラリー	近隣の道の駅との連携による、奥伊予街道七駅物語として、グルメスタンプラリーやお買い物スタンプラリーを実施する。	4月～11月
金曜日特売	毎週金曜日に人気の「ベーコン」を10%引きにて販売する。	毎週金曜日
29の日(肉の日)	毎月29日は「肉の日」として題し、ハム・ソーセージのお買い得セットを販売する。	毎月29日

別紙 1-2 (西予市城川農産物加工センター)

自主事業計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
栗加工	西予市内の栗を使い、一次加工品の栗ペースト、栗餡を製造し菓子製造会社に販売することにより、栗生産農家の手取り収入の安定と農家の活力維持、奥伊予特選栗の知名度アップを図る。また、新たな取り組みとして原料栗の保存方法の実験を重ね、年明けの栗加工を実現する。	9月～11月上旬及び1月
栗栽培	農業従事者の高齢化に伴い、増加する栗の耕作放棄地を、農家と対話を重ねながら少しずつ取り込んでいく。	通年
餅加工	高齢化とともに餅つきも重労働となりつつあり、あるいは勤めているなどの理由で難しい時代になっているため、餅つきの代行をおこなう。	11月～12月
菓子加工	栗加工を主力とする会社のイメージ定着を図るため、栗を素材とする和洋菓子を開発し販売する。	通年
PB及びOEM製品の受託加工	柑橘系のジャムをはじめとする、他社のPB商品の製造やOEM供給を行う。	通年

別紙 1-3 (西予市城川食肉加工センター)

自主事業計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ブランド力の強化	四国内においては、城川自然牧場ブランドが認知されつつあるので、主原料に愛媛県産豚を活用し、品質と味にこだわった商品づくりを継続していくことでブランド力をさらに高める。また、自社ホームページや、大手 EC サイトでの販売と宣伝を強化し、県外への知名度のアップにもつなげる。	通年
イノシシ肉加工受託	個人持ち込みのイノシシ肉をハム・ソーセージに加工する業務を受託して行う。	ギフト期間以外
販路開拓・売上平準化	食肉加工センターは、夏・冬ギフト期間に年間売上が集中し、その期間中の売上に大きく左右される。したがって新商品の開発、ギフト期間以外の販路拡大を強化し、一年間を通して売上の平準化を目指す。	通年
PB 及び OEM 受託	他地域での「ブランド豚肉」や、「ジビエ肉」をハムやソーセージに加工する業務を受託する。 中華まん等、ご当地商品の開発と製造業務を受託する。	通年
副産物の有効利用	豚肉を加工成形する際に出る副産物を利用した特産品の開発、業務用食材の開発を行う。(中華まん、焼売、小籠包など)	通年
ハム・ソーセージギフトセール	お中元・お歳暮シーズンに、城川自然牧場産のハム・ソーセージギフトを、特別価格にて販売する。	7月・12月 年2回

別紙 1 - 4 (西予市城川産地形成等促進施設)

自主事業計画書(令和 6 年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
「どんぶり館」へ野菜等の運搬業務	地元農家の野菜を「どんぶり館」へ運搬し、納品業務を代行する。	日曜日以外
地域加工グループへ製造委託業務	地域加工グループに商品の製造委託をすることで雇用を創出する。	季節 9月～11月

別紙 2

収支計画書(令和6年度)

(単位：千円)

		内 訳		備 考
収入合計(A)			604,726	
項 目	売上高	特産品等の販売 農産加工製品の販売 食肉加工製品の販売	589,100	
	委託料	西予市より	15,626	
支出合計(B)			568,250	
項 目	人件費	給与・賞与	121,600	
		法定福利	17,500	
		福利厚生	2,760	
	製造費用	原材料仕入	232,100	
		水道光熱費	15,480	
		維持管理費用(修繕費含む)	9,000	
その他費用		18,640		
仕入高	商品・製品仕入	63,000		
販管費及び一 般管理費	水道光熱費 広告宣伝費・販促費 開発研究費 運賃(発送費) 維持管理費用(修繕費含む) 租税公課 その他費用	水道光熱費	5,150	
		広告宣伝費・販促費	7,090	
		開発研究費	600	
		運賃(発送費)	17,350	
		維持管理費用(修繕費含む)	3,140	
		租税公課	16,000	
		その他費用	23,740	
減価償却費等		15,100		
収支(A)-(B)			36,476	

議案第 85 号

西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について

西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市二及漁港利用調整施設
西予市三瓶町二及2番耕地919番地10 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市三瓶町二及2番耕地684番地15
ササキマリン株式会社
代表取締役 佐々木 雄矢 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで |

提案理由

西予市二及漁港利用調整施設の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市二及漁港利用調整施設指定管理者候補の概要

1 管理施設

施設名 西予市二及漁港利用調整施設
所在地 西予市三瓶町二及2番耕地919番地10

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団体名 ササキマリン株式会社
住所 西予市三瓶町二及2番耕地684番地15
代表者名 代表取締役 佐々木 雄矢

(2) 組織

役員数 1人(常勤1人)
職員数 正社員2人

(3) 設立年月日 平成20年1月23日

(4) 設立目的

漁港内に係留しているプレジャーボート等の係留場所を確保することにより、漁船との海域利用の調整を行い、水産業の一層の発展を促すと共に、南予特有の豊かな自然を活用した海洋性レクリエーション地域の基地として位置づけ、憩いと交流機能のある施設として、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 小型船舶及び船舶機器の販売、修理業
- ② 小型船舶の製造及び保管管理業
- ③ 船舶売買の仲介業
- ④ 自転車・原動機付自転車及び自動二輪車の販売、修理業
- ⑤ 農機具の販売、修理業
- ⑥ 各種機械装置の保守管理、修理業
- ⑦ 貸船及び渡船業
- ⑧ マリーナ運営管理業
- ⑨ 損害保険代理業
- ⑩ 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく保険代理業
- ⑪ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく共済代理店業

- ⑫ 前各号に附帯する一切の事業

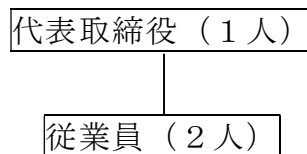
3 運営方針

- ① 施設の収容率を 100%とすること。経営の基礎数字となる保管料を確保することにより、安定的な経営基盤を作り上げる。
- ② 顧客との相互信頼関係の構築。顧客との信頼関係を築くことにより、施設の稼働率を効果的に向上させるための宣伝的な効果が期待できると同時に、市の漁港整備及び海洋レジャーに対する姿勢を理解し、他に周知していくことにより、更なる施設の拡充や副産物的な経済効果をもたらすことが可能となる。
- ③ 地域住民との相互理解のもと、海洋環境保全に積極的に取り組んだり、イベントを開催することにより地域と産業の活性化に寄与する。また個人情報保護法等の法令を遵守し、徹底したシステム及び顧客管理をもって、細心の注意を払い業務にあたる。

4 管理運営体制

職員の配置

- ① 配置予定職員数 3 人（内正職員 3 人）
- ② 職員配置計画



5 施設運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

- ① 施設利用者に対して釣り情報の提供
- ② 施設利用者に対して気象情報の発信
- ③ 施設利用者に対して船の点検の助言及び実施することにより、利用者の安全を図る。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

施設利用者とのコミュニケーションの中で意見や要望を募り、単独での判断が難しいとされる場合は、市所管部署との打ち合わせ、意見交換等を行い、実現に向け迅速且つ誠実に取り組む。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

日頃より友好的な関係を保持し、またルールやマナー等を周知させ、契約等に関して事前の説明に怠りが無いよう徹底する。トラブルが発生した場合、関係各所との連携をもってこれにあたり、遺恨が残らぬよう速やかにトラブルを解決させる。

(5) その他（地域との連系、他施設との連携等）

地域・他施設とは日頃のコミュニケーションをもって連携を締結・強化し、イベント等での相互協力体制を構築させ、利害関係を侵さないよう努める。

(6) 個人情報の保護の措置について

- ① パソコン等でデータベース管理する場合、ネットワーク等の機能から完全に独立させたパソコンで管理し、パスワードをもって他者に漏洩しないよう使用者を制限する。
- ② 台帳等で管理する場合、鍵の掛かる金庫等で保管し、他者の閲覧を不可能とさせ管理する。
- ③ 施設事務所内の目立つ所に基本方針等を掲示し、個人情報に関する施設の取り組みを周知させる。

(7) 緊急時対策について

① 防犯、防災の対応

防犯カメラの設置及び警察署に協力を依頼し、警察官立寄所として指定してもらい、防犯に努める。また施設内に防災ベル等を設置し、災害時に速やかに対応できるよう設備を整え、併せて日頃より防災に対する意識を保ち、努力を怠らない。

② その他、緊急時の対応

緊急の場合、警察・消防署・市役所等への連絡を早急に行い、指示を仰ぎ、被害を最小限に止める努力をする。また、係留場所の適当な箇所に救命浮環等の設置をし、緊急の場合に直接的救助が行える体勢をとる。

6 収支計画

別紙のとおり

7 自主事業計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
舟艇保管	漁港内にプレジャーボート等の係留場所を確保することを目的とする。	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで継続して行う。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
舟の点検整備	近年、全国的に海難トラブルが増えており、エンジントラブルによる救助件数が増えているため、エンジンメンテナンス等のアドバイス及び実施も図る。	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで継続して行う。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
海岸清掃活動	施設周辺及び海岸のゴミ拾い活動を通じ自然環境の保全を図り、自治体・地域・他施設とも協力し、併せて連携強化も図る。	海の日もしくは海岸にゴミ等が多く漂着する時期に年間1～2回程度。

別紙

収支計画書（R 6年度）

(単位:千円)

		内 訳	備 考	
収入合計 (A)		9,416		
項 目	保管料	4,032	48隻×7千円×12ヶ月=4032	
		1,344	14隻×8千円×12ヶ月=1344	
		720	6隻×10千円×12ヶ月=720	
		1,296	9隻×12千円×12ヶ月=1296	
		84	2隻×7千円×6ヶ月=84	
	ドッグ (船底掃除及び塗装)	800	延40隻×20千円	
	クレーン使用料	420	年間140隻×3千円	揚降・修理作業の為 ドックは別
	一般修理	720	60時間×12千円	3名分
支出合計 (B)		8,534		
項 目	人件費	7,560	190千円×2名 250千円×1名 計630千円×12ヶ月	
	水道光熱費			
	水道	84	7千円×12ヶ月	
	電気低圧	180	15千円×12ヶ月	
	一般	192	16千円×12ヶ月	
	通信費			
	電話、ネット回線料	96	8千円×12ヶ月	ピカラ
	汲取り料	18	18千円	
	産業廃棄物処分	92	23千円×4回	産業廃棄物処理業者
	施設雑費	96	8千円×12ヶ月	
マリーナ保険	66	年間	保険会社	
予備費	150	150千円 年間		
収支 (A) - (B)		882		

議案第 86 号

西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について

西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市明浜農産物集出荷施設
西予市明浜町狩浜3番耕地1473番地 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 西予市明浜町狩浜3番耕地256番地
農事組合法人 無茶々園
代表理事 宇都宮 幸博 |
| 3 | 指 定 期 間 | 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで |

提案理由

西予市明浜農産物集出荷施設の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市明浜農産物集出荷施設指定管理者候補の概要

1 管理施設

名称 西予市明浜農産物集出荷施設
所在地 西予市明浜町狩浜3番耕地1473番地

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団体名 農事組合法人 無茶々園
住所 西予市明浜町狩浜3番耕地256番地
代表者名 代表理事 宇都宮 幸博

(2) 組織

役員数 14人(非常勤14人)
職員数 正職員3人

(3) 設立年月日 平成元年7月7日

(4) 設立目的

組合員の農業生産についての協業、協同を図ることにより、その生産性を向上させ、組合員の協同利益を増進するとともに、エコロジカルなライフスタイルを構築することを目的とする。

(5) 主な事業

- ① 組合員の農業に係わる共同利用施設の設置及び農作業の共同化に関する事業
- ② 農作業の経営及びこれと併せて行う林業の経営
- ③ 農作業の受託
- ④ 前各号の事業に附帯する事業

3 運営方針

- ① 市が計画するあるいは推進する農業諸施設との連携を図る。
- ② 地域事業として適正規模、適正利益の事業運営を目指す。
- ③ 市場流通では販売が難しいとされる有機農産物・特別栽培農産物の流通事業を行う。
- ④ 農業者と消費者の交流及び地域づくり活動の基礎となる流通を充実させる。

- ⑤ 新規就農者の受け入れや育成に取り組む。
- ⑥ グループ会社であり販売の窓口である株式会社地域法人無茶々園と連携して運営を行う。

4 管理運営体制

配置予定職員数 3人(株式会社地域法人無茶々園と連携)

5 施設の運営方針

(1) 年間の自主事業計画

別紙1のとおり

(2) サービスを向上させるための方策

- ① 3名の担当者を配置し、平日及び土曜日の日中は常時荷受け対応を行う。
- ② 繁忙期には作業の応援体制を構築し、スムーズな集出荷を行う。
- ③ フォークリフト及び梱包機を活用して作業負担を軽減する。
- ④ パレットラックを設置して作業スペースを有効に活用する。
- ⑤ 各種運送便の集荷に対応し、生産者が利用できる運送手段の多様化を図る。
- ⑥ 冷蔵庫、冷凍庫を活用し、鮮度保持と温度帯別の流通に対応する。

(3) 利用者等の要望の把握及び実現策

定期的に開催される定例会(2ヶ月に1回程度)にて出荷時の要望事項の把握を行う。課題がある場合には役員会や事務所に施設担当者を集めて対応策を検討する。緊急に対応が必要な場合は、利用者から役員へ伝達してもらうことで要望の把握及び問題の解決を図る。

(4) 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法

- ① 事前に生産者から出荷計画についてヒアリングを行い、出荷時期・出荷量の確認を行ったうえで運用する。
- ② 収穫と出荷状況の確認のため毎週末に在庫調査を行い、出荷量を事前に調整することで円滑な集出荷を行う。
- ③ 誤出荷等のトラブルを防止するため、メールやSNS等のオンラインサービスを活用し、生産者、運送業者等との円滑なコミュニケーションに努める。

(5) その他(地域との連携、他施設との連携等)

- ① 西予市明浜町は柑橘の栽培が盛んであるが、広い耕地がなく高齢者にとっては作業が負担になることや、気象災害の影響を受けやすいこ

となど単一品目のリスクもある。そのため、労力負担が少ない野菜栽培や、梅等の柑橘以外の果樹栽培も推進し、集出荷施設において出荷対応することで、地域の暮らしに貢献する。

- ② 集出荷施設に整備されている冷蔵庫と冷凍庫を活用し、柑橘類や野菜の鮮度保持と適切な温度管理を行う。
- ③ 地域の加工業者と連携し、生果だけではなく加工品としての利用拡大に向けた出荷を進める。

(6) 個人情報の保護の措置について

個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利や利益を侵害することのないよう努める。また収集した情報については、その取扱い目的以外の目的に利用、提供することは原則として禁止する。なお、集出荷場には情報端末を置かず、利用者の基本情報及び出荷データは無茶々園の事務所にて管理する。また、出荷先、販売先に係るデータも出荷時以外は、出荷場にて管理しない体制で業務を行うものとする。

(7) 緊急時対策について

- ① 防犯、防災の対応
 - ア 施錠管理を徹底する。
 - イ 火災報知器及び消火器の年次点検を行う。
 - ウ 防火防犯責任者を定め行政・警察署・消防署との連絡を密にし、当局の指導に従う。
- ② その他、緊急時の対応
 - 緊急時に関するマニュアルを作成し対応する。

6 収支計画

別紙2のとおり

別紙 1

自主事業計画書(令和6年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
個別発送と梱包	生産者が荷造りを行った荷物(青果箱詰め)について、各種運送業者の集荷拠点とすることで、地域から発送できる対応を行う。また、梱包機を活用して箱同士の梱包や詰め合わせなど、多様な発送形態に対応する。	日曜日を除く毎日
生産物の集荷	宇和町にある無茶々園の選果施設への移送にあたり、生産者が仮出荷をできる施設として活用する。出荷場所が近隣にあることで、生産者の輸送負担を大幅に軽減することができる。	日曜日を除く毎日
海野里パック	明浜町で取れた農産物や海産物、加工品を詰め合わせとして出荷するため、ピッキング施設として利用する。農産物だけでなく、明浜の特産品の推進を図るというコンセプトで「地域を送る」詰め合わせにしていく。	年1回
共同選果場	集出荷施設という機能だけでなく、個人選果では品質の統一が難しい農産物の選果については、共同選果場として使用する。特に選果場での扱いが困難な野菜や梅の選別に活用する。設置されている冷蔵庫を活用することで、農産物の適切な温度管理ができるため、選別・出荷に大きな効果が期待できる。	年間を通してその都度

別紙 2

収支計画書(令和6年度)

(単位：千円)

		内 訳		備 考
収入合計(A)			1,216	
項 目	施設利用料	果樹類 利用量1,200,000kg×1.0円 野菜類 利用量1,000kg×1.0円 梅 利用量15,000kg×1.0円	1,200 1 15	令和5年実績をもとに 想定
支出合計(B)			1,192	
項 目	燃料費	ガソリン代 月平均 @10,000円×12ヶ月	120	フォークリフト
	水道光熱費	電気代 月平均 @70,000円×12ヶ月 水道代 月平均 @2,000円×12ヶ月 ガス代 月平均 @2,000円×12ヶ月	840 24 24	
	通信費	電話・インターネット代 月平均 @7,000円×12ヶ月	84	
	修繕費	フォークリフト等の修繕	100	
収支(A)－(B)			24	

議案第 87 号

西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について

西予市木質ペレット製造施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、西予市公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例(平成16年西予市条例第275号)第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 管理を行わせる
施設の名称及び
所在地 | 西予市木質ペレット製造施設
西予市城川町下相1567番地1 |
| 2 指 定 管 理 者 | 西予市城川町下相566番地1
株式会社エフシー
代表取締役 三瀬 逸雄 |
| 3 指 定 期 間 | 令和6年4月1日から
令和9年3月31日まで |

提案理由

西予市木質ペレット製造施設の運営管理について、指定管理者を指定しようとするものである。

西予市木質ペレット製造施設指定管理者候補の概要

1 管理施設

名称 西予市木質ペレット製造施設
所在地 西予市城川町下相1567番地1

2 指定管理者候補の概要

(1) 名称等

団体名 株式会社エフシー
住所 西予市城川町下相566番地1
代表者名 代表取締役 三瀬 逸雄

(2) 組織

役員数 10人(令和5年6月29日)
常勤役員 2人
非常勤役員 8人
社員数 15人(令和5年8月1日)
正社員 14人
準社員 1人

(3) 設立年月日 平成7年5月1日

(4) 設立目的

林業担い手の高齢化・後継者不足等、林業生産活動は停滞、減退の傾向にある中、平成7年林業生産活動の再生を図るうえから、意欲ある若い林業担い手を結集し、林業生産活動の活性化を図ることを目的に設立。

(5) 主な事業

- ① 森林の保全に関する業務
- ② 林産物の生産、加工、販売に関する業務
- ③ 農林業基盤整備に関する業務
- ④ 農作業の受託に関する業務
- ⑤ 農林業振興関連施設の受託管理に関する業務
- ⑥ 前各号に附帯する一切の業務

3 西予市木質ペレット製造施設に関する事業計画

(1) 管理運営体制

配置予定職員数 4人

(工場要員 3.5人 事務管理 0.5人)

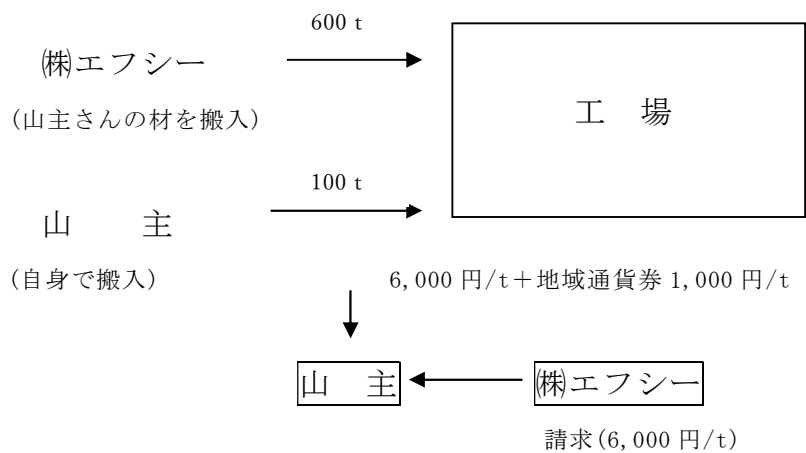
(2) 施設の運営方針

① 年間の自主事業計画

- ・原材料の低コスト安定供給事業

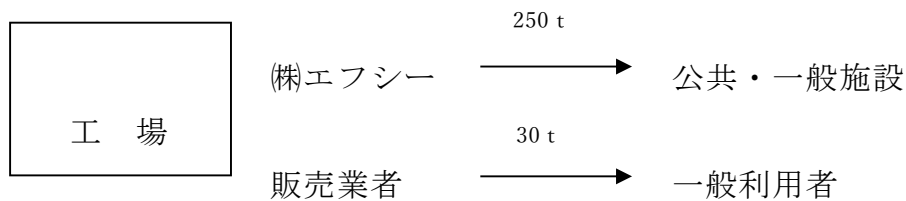
原料(未利用材)の安定供給システムを確立することで、山主への利益還元を図るとともに(株)エフシーとしても搬出量増大を目指す。

【搬入】(林地残材)



- ・販路拡大事業(木質ペレット販路拡大事業)

行政、市内ペレット販売業者と連携することで、市内外への効率的な納品、販売を実施していくことで、今後の販路拡大につなげていく。



※(株)エフシー・・・フレコンバック(600kg入)納品

販売業者・・・袋詰め(20kg入)納品

② サービスを向上させるための方策

- ・原木買取価格を安定させ、効率的な受入(荷卸し時間の短縮)を行うことで、林家の増収を図る。
- ・市内ペレット販売業者との連携により、必要な時に必要な量を即時供給することで、利用者との信頼関係の構築に努める。

- ③ 利用者等の要望の把握及び実現策
 - ・行政及びペレット販売業者と連携を取りながら問題要望等あれば即時対応する。
 - ・同業他者との連携も積極的に行うことで、利用者以外の意見も把握し、生産販売に反映していく。
- ④ 利用者のトラブルの未然防止策と対処方法
 - ・木質ペレットの性質、規格、市場価格(動向)を熟知するとともに安定供給に向けた生産体制を確立する。
- ⑤ その他(地域との連携、他施設との連携等)
 - ・行政、ペレット販売業者と連携を取りながら、西予市産材の杉・桧の原木のみを使用して生産された安心・信頼できるペレットということを市内外に発信していく。
- (3) 個人情報の保護の措置について
 - (株)エフシー本社管理で適切に取扱う。
- (4) 緊急時対策について
 - ・防犯、防災の対応
 - (株)エフシーにおいて、緊急連絡体系を確立し適切な対応を行う。
 - ・その他、緊急時の対応
 - 万一、事故・災害が発生した場合、事務所も近く早急に対応する。
- (5) 収支計画
 - 別紙のとおり

別紙

収支計画書(令和6年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計(A)		25,730	
項 目	16,500	木質ペレット販売収入(@60円250t・50円30t)	
	420	酪農オガ粉販売収入(@1,000円×420m ³)	
	8,450	市委託料	
	360	県木質バイオマス補助金(@600円×600t)	
支出合計(B)		25,730	
項 目	12,900	人件費 正社員3,700千円(年収)×3.0人 =11,100千円(工場2.5)(事務所0.5) 臨時社員 1,800千円(年収)×1.0人 =1,800千円(工場)	・年収には会社負担各種保険料含む。
	4,900	原材料費 ペレット用原木 600t×6,000円=3,600千円 酪農オガ粉用原木 100t×6,000円=600千円 地域通貨券 700t×1,000円=700千円	
	6,300	需用費 水道光熱費 4,000千円 消耗品費 300千円 修繕費 1,600千円 燃料費 400千円	
	1,630	その他 賃借料 100千円 減価償却費 100千円 通信費 30千円 旅費交通費 200千円 委託費 360千円 車輛関連費 300千円 雑費 540千円	
収支(A)-(B)		0	

議案第 88 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、西予市の区域内に新たに生じた次の土地は、西予市の地域であることを確認するものとする。

令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
西予市明浜町田之浜甲 2 1 1 8 番 2 地先及び 2 1 1 9 番地先	1 9 6 3 . 5 2

提案理由

明浜町田之浜地区における漁港整備工事で埋め立てした土地について、西予市の区域として確認するものである。

議案第 89 号

字の区域を変更することについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更するものとする。

上記の処分は、同条第2項の規定による告示の日から効力を生じる。

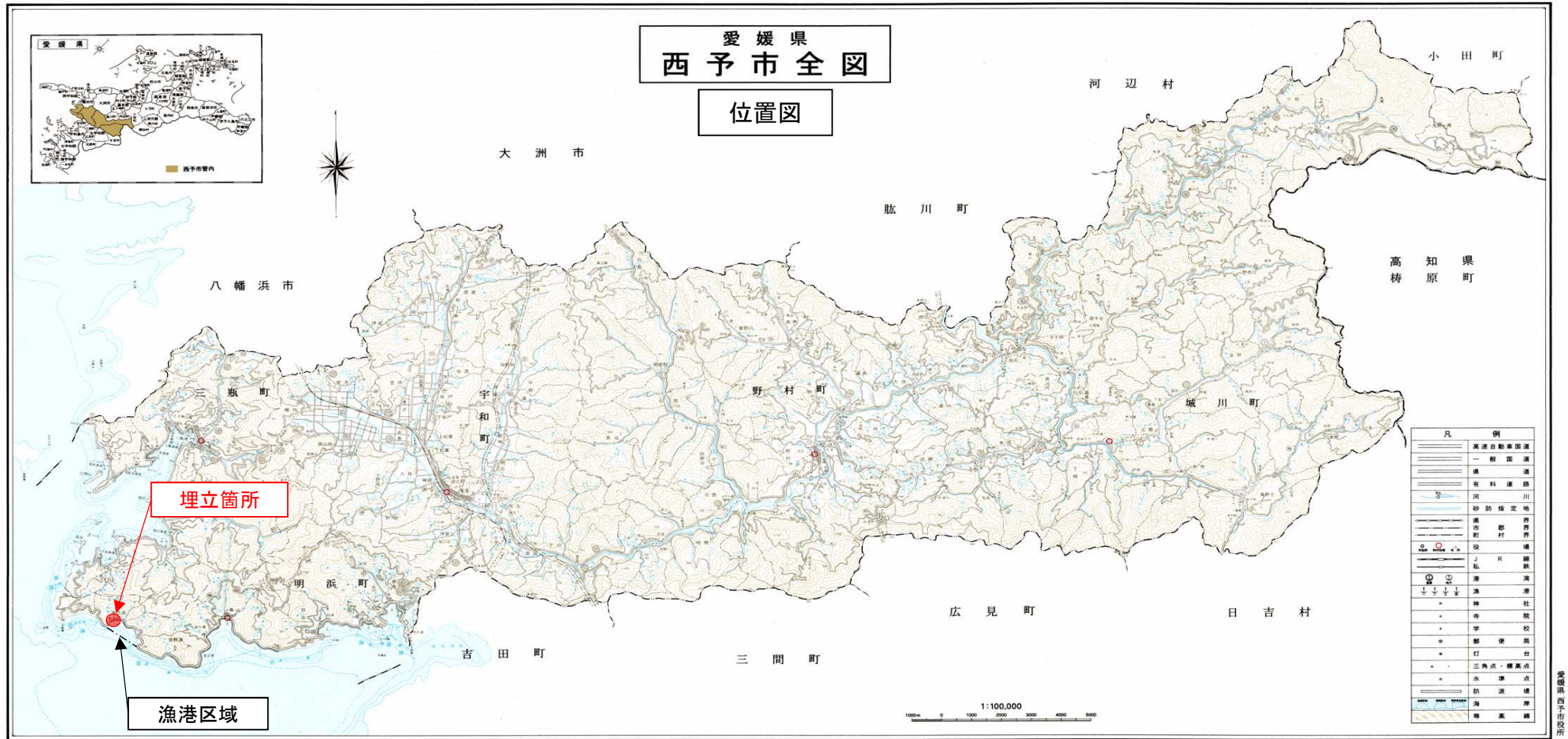
令和5年11月27日提出

西予市長 管 家 一 夫

西予市明浜町田之浜の区域に編入する新たに生じた土地	
区 域	面 積 (平方メートル)
西予市明浜町田之浜甲2118番2地先及び2119番地先公有水面埋立地	1963.52

提案理由

明浜町田之浜地区における漁港整備工事で埋め立てした土地について、近接する字の区域に編入することに伴い、字の区域の一部を変更するものである。



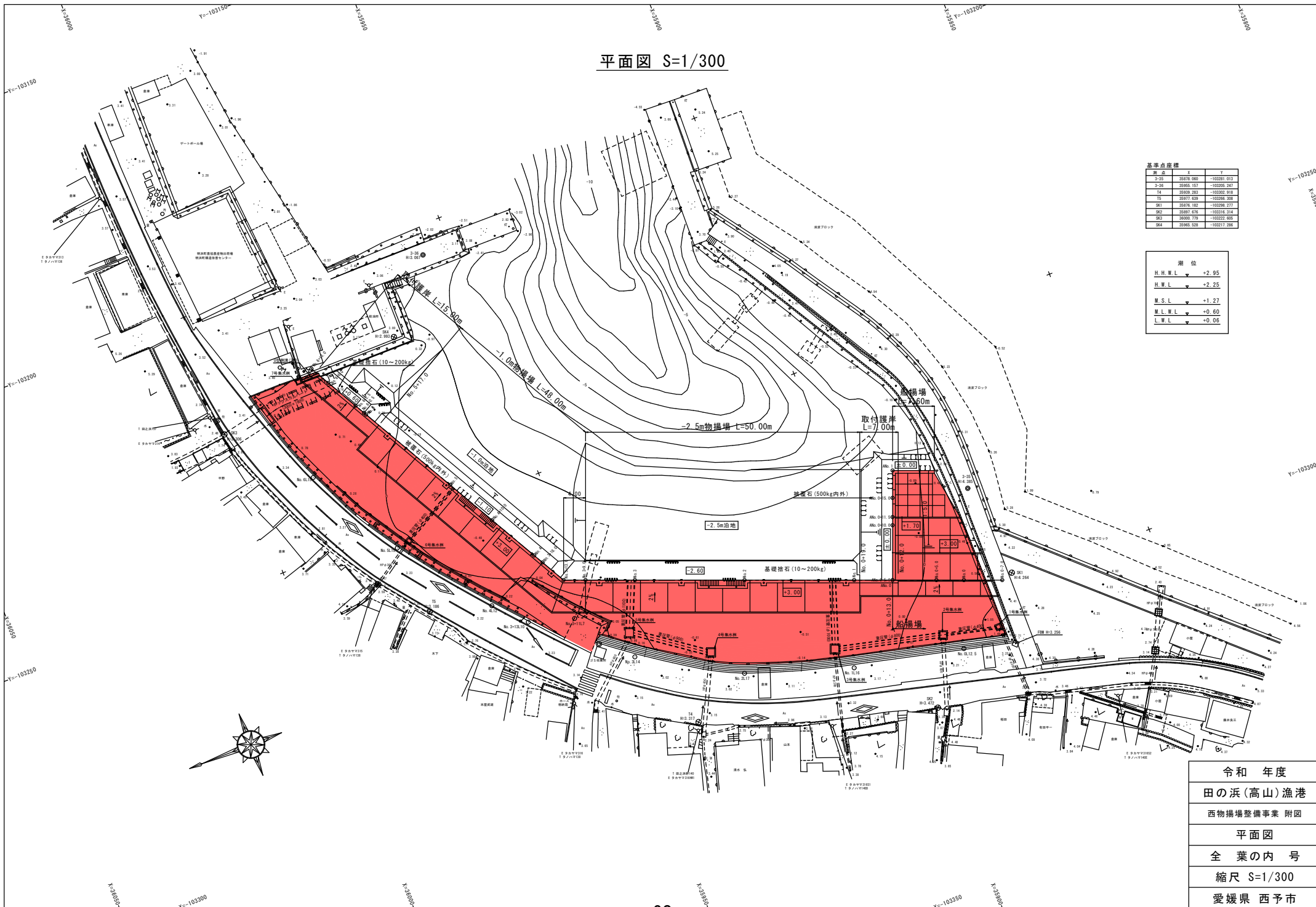
【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平14図院 第214号)】

愛媛県西予市役所

平面図 S=1/300

基点	X	Y
3-35	35976.000	-103281.013
3-36	35965.157	-103295.247
14	35959.253	-103302.918
15	35971.639	-103296.508
3K1	35976.182	-103298.277
3K2	35981.426	-103316.324
3K3	35920.779	-103222.608
3K4	35965.523	-103217.286

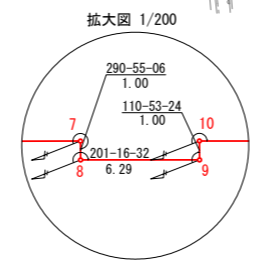
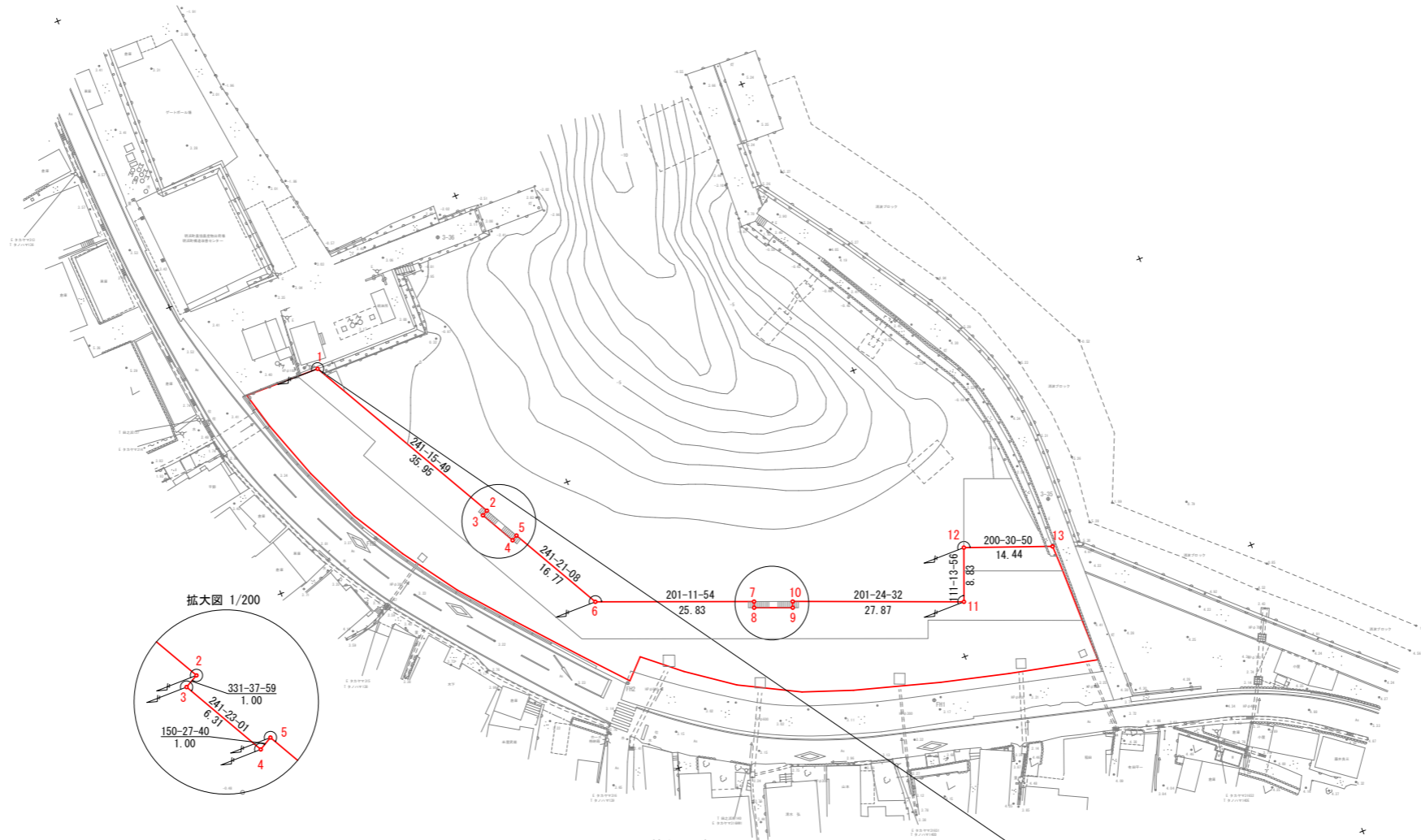
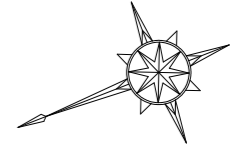
潮位	
H.H.W.L	+2.95
H.W.L	+2.25
M.S.L	+1.27
M.L.W.L	+0.60
L.W.L	+0.00



令和 年度
田の浜(高山)漁港
西物揚場整備事業 附図
平面図
全葉の内号
縮尺 S=1/300
愛媛県 西予市

実測平面図 S=1/500

所在：西予市明浜町田之浜



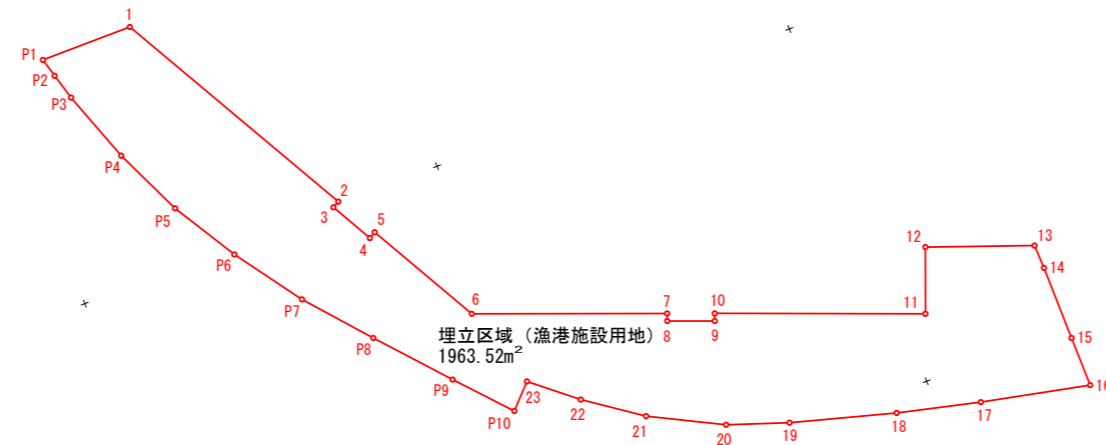
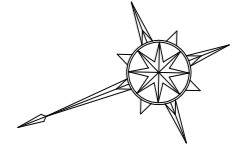
測量年月日	令和 5年 6月23日
測量者氏名	復建調査設計 株式会社 大西 龍也
立会人氏名	西予市産業部農業水産課 上杉 敏也

基点
 国土地理院 四等三角点 横巻
 西予市大字田之浜字ウツシリ甲1564
 北緯 33度19分04秒
 東経 132度23分19秒

令和 5 年度
田の浜(高山)漁港
西物揚場整備事業 附図
実測平面図
全葉の内号
縮尺 S=1/500
愛媛県 西予市

求積平面図 S=1/500

所在：西予市明浜町田之浜



地番	埋立区域		
測点	X	Y	辺長
1	35981.154	-103218.083	35.954
2	35963.868	-103249.609	0.995
3	35964.744	-103250.082	6.309
4	35961.722	-103255.621	0.999
5	35960.852	-103255.128	16.772
6	35952.811	-103269.847	25.829
7	35928.729	-103279.187	0.999
8	35929.086	-103280.121	6.291
9	35923.223	-103282.404	1.003
10	35922.865	-103281.466	27.866
11	35896.921	-103291.638	8.825
12	35893.725	-103283.412	14.436
13	35880.204	-103288.471	3.202
14	35880.107	-103291.672	9.960
15	35880.081	-103301.632	6.706
16	35880.045	-103308.338	14.627
17	35894.328	-103305.184	11.223
18	35905.217	-103302.466	14.233
19	35918.892	-103298.519	8.395
20	35926.810	-103295.728	10.640
21	35936.254	-103290.826	8.911
22	35943.503	-103285.642	7.513
23	35949.265	-103280.820	4.252
P10	35952.236	-103283.863	9.154
P9	35958.331	-103277.032	11.856
P8	35966.115	-103268.088	10.712
P7	35973.033	-103259.909	10.734
P6	35979.208	-103251.128	9.940
P5	35984.301	-103242.591	9.950
P4	35988.399	-103233.523	10.144
P3	35991.791	-103223.962	3.617
P2	35992.768	-103220.479	2.605
P1	35993.452	-103217.965	12.298
倍面積	-3927.053428		
面積	1963.5267140		
地積	1963.52 m ²		

用途	面積
漁港施設用地	1963.52 m ²

令和 5 年度
田の浜(高山)漁港
西船揚場整備事業 附図
求積平面図
全葉の内号
縮尺 S=1/500
愛媛県 西予市

埋立区域

